備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五　陸上自衛隊東千歳駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	北海道千歳市	北海道千歳市
祝梅千十六番地	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）	柏台（次の図面に示す部分に限る。）、寿一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駒里（次の図面に示す部分に限る。）、祝梅（次の図面に示す部分に限る。）、中央（次の図面に示す部分に限る。）並びに流通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目

二十六　陸上自衛隊帯広駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道帯広市	北海道帯広市	北海道帯広市
南町南七線三十一番地	西十七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十八条南六丁目、西十九条南六丁目、南町南六線（次の図面に示す部分に限る。）、南町南七線（次の図面に示す部分に限る。）及び南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）	稲田町西二線（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町南八線西（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大空町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十丁目及び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西三線（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西四線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十一線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十線西（次の図面に示す部分に限る。）、自由が丘二丁目から七丁目まで、西十四条南二丁目から三十七丁目まで、西十五条南二丁目から三十八丁目まで、西十六条南四丁目から四十一丁目まで、西二十条南四丁目から四十七丁目まで、西二十一条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘一条通六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘二条通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、緑ケ丘三条通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目から六丁目まで、南の森東一丁目から四丁目まで、南の森西一丁目から十丁目まで、南町南七線、南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町南九線（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

北海道河西郡芽室町
北伏古東六線、北伏古東七線及び北伏古東八線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

二十七　陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道足寄郡足寄町	北海道足寄郡足寄町	北海道足寄郡足寄町
平和百七十三番地三	平和（次の図面に示す部分に限る。）	新町及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）